

業務部速報



No. 68

発行 19. 12. 18

JR東労組 業務部

「働き方改革による働きがいの向上のための制度の見直し」の提案を受ける!③

⑦ テンポラリースタッフに関する見直し (医療職場も含む)

新設

(1) 手当の新設

テンポラリースタッフに深夜早朝勤務手当、夜間看護手当、年末年始手当及び緊急呼出手当を新たに支給する。※支給範囲は、賃金規程第95条第1項第3号を適用

(2) 通勤費の見直し ※名称を通勤費から通勤手当に改める。拡大

テンポラリースタッフの通勤費について、交通機関に加え、自動車等を利用して通勤する場合にも支給する。また、新幹線等の利用を特に認めることがある。自動車等で通勤する者に対する通勤費の支給額その他は、社員と同様に取り扱う。

※ 社員と同様の制度となる。

(3) 割増賃金の単価の見直し 拡大

割増賃金の1時間当りの単価は、1時間当り賃金額に右図の割合を乗じた額とする。

区 分		割 合
所定労働時間帯以外の勤務	1日の労働時間が7時間30分に達するまで。(公休日を除く。)	100/100
	公休日	135/100
	上記以外の場合	130/100
深夜帯の勤務		40/100

⑧ 現業機関へのフレックスタイム制の拡大 新設

現業機関に対応したフレックスタイム制を新設する。

(1) 標準労働時間の新設

第2種特別休日制を適用する者がフレックスタイム制にて勤務する場合の標準労働時間は、7時間30分とする。

(2) コアタイム及びフレキシブルタイムの新設

これまでのコアタイム及びフレキシブルタイムのほか、5時間30分以内(休憩時間を除く。)のコアタイム並びに始業時間帯及び終業時間帯にそれぞれ2時間以上のフレキシブルタイムを指定することがある。

(3) コアタイム及びフレキシブルタイムの指定の新設

前号のコアタイム及びフレキシブルタイムを指定する場合、前月25日までに指定する。なお、この場合、同一暦日内に2つのコアタイムを指定することがある。また、一旦指定したコアタイム及びフレキシブルタイムを変更する場合には、本人の同意を得て変更するものとする。

(4) 深夜早朝勤務手当の見直し

① 支給額の深夜早朝勤務手当の支給額は、勤務1回について右図に定めるとおりとする。

② フレックスタイム制を適用する場合については指定したコアタイムが①各番号の要件を満たし勤務に就いた場合に支給範囲に応じて支給する。

番号	深夜帯	拘束時間	始業時刻	施設 屋外等	操車 業務等	その他
(1)	労働時間が深夜帯に4時間以上ある場合			円 2,300	円 2,100	円 1,900
(2)	拘束時間が深夜帯を全て含む場合			2,300	2,100	1,900
(3)	拘束時間が深夜帯の一部にかかる場合			1,650	1,500	1,350
(4)		拘束時間が10時間以上ある場合		1,300	1,200	1,100
(5)		拘束時間が8時間以上	5時(5時00分始業を含む。)から7時30分(7時30分始業を含む。)までの間又は18時30分(18時30分終業は含まない。)を過ぎ22時(22時00分終業を含む。)までの間にある場合	1,150	1,050	950

実施期日

①~⑦ 2020年4月1日、⑧ 2020年7月1日

※⑧はシステムや現場の準備期間等を考慮して7月実施の提案となっています。

働きがいを持てる働き方を目指し交渉を行ってまいります!!